

チャレンジ鹿児島労働局（23年9月）

鹿児島労働局

〒892-0816 鹿児島市山下町13-21

TEL 099-223-8275

URL <http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

8月の有効求人倍率は0.56倍で、 前月を0.02ポイント上回る

鹿児島県の8月の有効求人倍率（季節調整値）は0.56倍となり、前月（0.54倍）を0.02ポイント上回りました。

新規求人倍率（季節調整値）は0.93倍となり、前月（0.92倍）を0.01ポイント上回りました。

新規求人数は前年同月比22.6%の増となり19ヶ月連続の増加となりました。

産業別では、建設業（9.1%増）は19ヶ月連続の増加、製造業（18.3%増）は7ヶ月ぶりの増加、運輸業、郵便業（26.5%増）は再び増加、卸売業、小売業（39.8%増）は6ヶ月連続の増加、宿泊業、飲食サービス業（30.9%増）は8ヶ月連続の増加、医療・福祉（24.2%増）は19ヶ月連続の増加、サービス業（9.7%増）は8ヶ月連続の増加となり、主要産業全てで増加となりました。

新規求職者数は前年同月比3.9%の減となり、3ヶ月連続の減少となりました。

新規常用求職者について態様別で前年同月比でみると、在職求職者（12.0%減）は3ヶ月連続の減少となりました。また、離職求職者（7.1%減）も3ヶ月連続の減少、無業求職者（21.4%増）は3ヶ月連続の増加となりました。

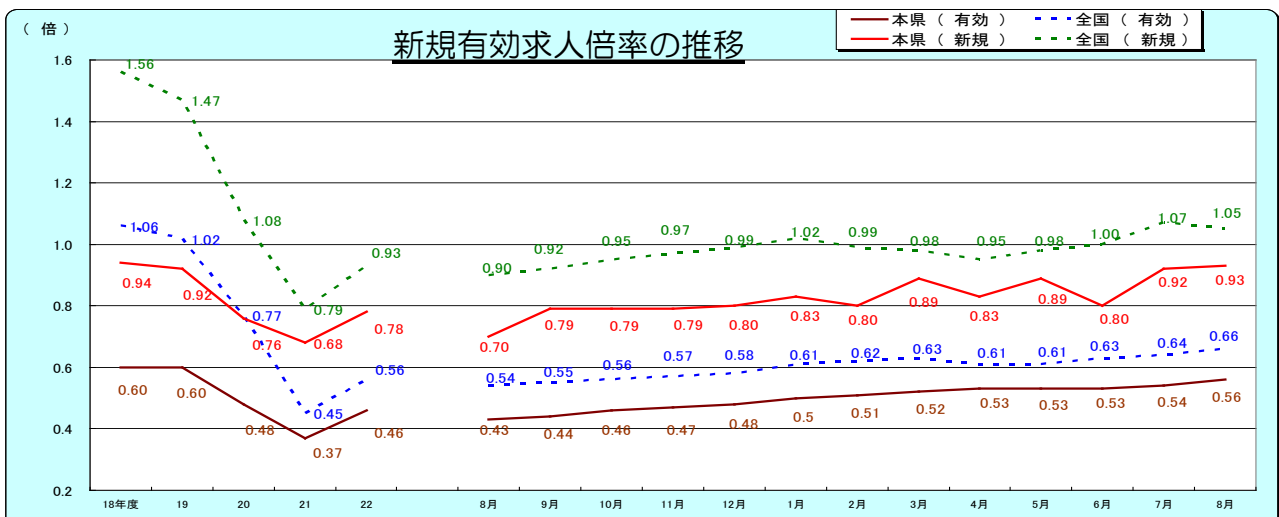
離職求職者の内訳では、事業主都合離職者（15.1%減）は21ヶ月連続で減少し、自己都合離職者（2.1%減）は3ヶ月連続の減少となりました。

政府の9月の月例経済報告では、景気の基調判断を、「東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、持ち直している。」と前月の表現を踏襲し、雇用情勢については、「東日本大震災の影響により、このところ持ち直しの動きに足踏みがみられ、依然として厳しい。」と3ヶ月連続で据え置かれました。

鹿児島県の雇用情勢は、新規求人数が増加傾向で推移しているものの、一部の産業による大幅な求人の増加、緊急雇用対策事業求人の下支えが大きく、また、正社員求人割合が低く、有効求職者数は平年と比べると高水準で推移していることから、依然として厳しい状況が続いています。

また、急激な円高による影響が懸念されるところであり、引き続き注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、厳しい雇用情勢に適切に対応するため、新成長戦略の「ステップ1（新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策）」及び「ステップ2（円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策）」を着実に実行し、加えて「ステップ3（厳しい経済環境下における雇用・労働施策の推進）」として、平成23年度予算に盛り込まれた雇用対策を積極的に推進し、雇用維持や就職支援等に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めて参ります。（職業安定部職業安定課）



10月1日から労働局所掌業務が広がります！！

10月1日から、新たな制度の創設や関係団体の廃止等に伴い、以下の業務を新たに労働局の業務として実施していくことになります。

労働局はこれからも鹿児島県や関係機関等とより一層の連携を図りつつ、労働者の保護、雇用の確保に努めて参ります。

○求職者支援制度

担当：職業安定部求職者支援室

本年5月20日に「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」が公布され、10月1日から「求職者支援制度」がスタートします。

求職者支援制度は、非正規離職者等雇用保険を受給できない失業者の方を対象に、

- (1) 無料の職業訓練を実施し、
- (2) 一定の要件を満たす場合は、職業訓練の受講を容易にするための給付金を支給するとともに、
- (3) ハローワークにおいて、訓練受講中及び訓練受講後も積極的に就職支援を行うことにより、

安定した「就職」を実現するための制度です。

なお、同制度のスタートにあたり、鹿児島労働局職業安定部内に「求職者支援室」が設置されます。同制度についてのお問い合わせは、同室又は最寄りのハローワークにお願いします。

○(独)雇用・能力開発機構から移管される助成金業務

担当：職業安定部職業対策課

独立行政法人雇用能力開発機構が10月1日に廃止されることに伴い、これまで当該法人鹿児島センターで扱っていた助成金の相談・申請窓口が10月1日から鹿児島労働局雇用調整助成金相談・受付コーナー（鹿児島西千石第一生命ビル2F）へ変更になります。

対象となる助成金は「中小企業人材確保推進事業助成金」、「中小企業基盤人材確保助成金」、「中小企業人材能力発揮奨励金」、「中小企業職業相談委託助成金」、「建設雇用改善推進助成金」、「建設教育訓練助成金」、「キャリア形成促進助成金」の7種類になります。

○(財)21世紀職業財団から移管される助成金業務

担当：雇用均等室

財団法人21世紀職業財団の業務縮小に伴い鹿児島事務所が10月31日に閉鎖され、当該法人が育児・介護休業法及びパートタイム労働法に基づく指定法人として取り扱っていた助成金の相談・申請窓口が、両立関係助成金は9月1日から既に鹿児島労働局雇用均等室（鹿児島西千石第一生命ビル2F）となっており、さらに10月1日からパート関係奨励金についても鹿児島労働局雇用均等室へ変更となります。

助成金の内容も「育児・介護雇用安定等助成金」は「両立支援助成金」及び「中小企業両立支援助成金」へ、また、「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」と「中小企業雇用安定化奨励金」は「均衡待遇・正社員化推進奨励金」として再編されています。

－雇用保険を受給できない求職者の方へ－

平成23年10月から「求職者支援制度」がスタートします

「求職者支援制度」とは？

- ① 「求職者支援訓練」又は「公共職業訓練」を受講できます。
→ 受講料は無料、テキスト代等は自己負担です。
- ② 訓練期間中及び訓練終了後も、ハローワークが積極的な就職支援を行います。
→ 「就職支援計画」に基づき、ハローワークでの定期的な職業相談をはじめとし、皆様の求職活動をお手伝いします。
- ③ 一定の要件を満たす方に「職業訓練受講給付金」を支給します。
→ 訓練期間中、安心して訓練を受けていただくための給付です。



職業訓練によるスキルアップで早期就職を！

(※) 平成23年10月1日以降に開講する訓練の受講者が対象です。

主な制度対象者は？

雇用保険に加入できなかった方、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した方、雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない方、自営廃業者の方、学卒未就職者の方 など

※これらの方を含み、求職者支援制度の支援対象者を「特定求職者」といいます。

■ 「職業訓練受講給付金」の概要

ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練等を受講する方が、一定の要件を満たす場合に支給されます（原則として最長1年）。

支給額

職業訓練受講手当 月額10万円 通所手当 通所経路に応じた所定の額

支給対象となる方

以下の全てに該当する方が対象となります。

- ① 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない方
- ② 本人収入が月8万円以下の方
- ③ 世帯（※1）全体の収入が月25万円以下（年300万円以下）の方
- ④ 世帯（※1）全体の金融資産が300万円以下の方
- ⑤ 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない方
- ⑥ 全ての訓練実施日に出席する方（やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席）
- ⑦ 訓練期間中～訓練終了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける方
- ⑧ 同世帯（※1）の方で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている方がいない方
- ⑨ 既にこの給付金を受給したことがある（※2）場合は、前回の受給から6年以上経過している方（※3）

（※1）同居又は生計を一にする別居の配偶者、子、父母が該当します。

（※2）緊急人材育成支援事業の「訓練・生活支援給付金」は該当しません。

（※3）基礎コースに続けて公共職業訓練を受ける場合は6年以内でも対象となる場合があります。

ご注意ください！ 求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席したり（やむを得ない理由を除く。）ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となります。

■ 訓練の受講申込みから職業訓練受講給付金の受給までの流れ（例）

- 1 ハローワークに求職申込みを行い、求職者支援制度の説明を受けてください。
- 2 ハローワークで職業相談を受け、適切な訓練コースを選び、受講申込書等の必要書類を受け取ってください。
 - ・ 求職者支援訓練等の訓練コース情報は、独立行政法人雇用・能力開発機構のホームページ (<http://www.ehdo.go.jp/>) にてご覧いただけます（※）。
 - ・ （※）求職者支援訓練の認定後に情報を掲載するため、時期及び地域により訓練情報が未掲載の場合があります。
 - ・ 再就職のために訓練が必要ないとハローワークが判断した場合は、希望した職業訓練の受講申込みをできないことがあります。
- 3 住所地を管轄するハローワークの窓口で、受講申込みの手続きを行ってください（給付金の受給を希望される方は、併せて給付金の事前審査も申請します）。
 - ・ 就職活動の状況等をお聴きして、受講の必要性の高さを判定します。
 - ・ 事前審査には、本人確認書類及び所定の添付書類が必要です。添付書類は、住民票のほか、本人収入や世帯収入を証明する書類、世帯の金融資産を証明する書類等、ハローワークが指定する書類をご用意いただきます。
 - ・ 事前審査の結果、要件を満たさない場合には給付金が支給されません。また、事前審査を通過しても、下記7の支給申請において支給決定がなされなければ、給付金は支給されません。
 - ・ 詳しい申請書類の内容や申請手続はハローワークにおいてご案内しています。
 - ・ ハローワークの所在地は、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>) にてご覧いただけます。
- 4 ご自身で、ハローワークの確認を受けた受講申込書を訓練実施機関に提出してください。
- 5 訓練実施機関による選考（面接・筆記等）を受けてください。
- 6 訓練実施機関から合格通知が届いたら、訓練開始日前日までに住所地を管轄するハローワークにお越しください。ハローワークが「就職支援計画」を作成しますので、これに基づく職業訓練を受けるための支援指示を受けてください。
- 7 訓練受講中～訓練終了後は、月に1回、ハローワークが指定する日（指定来所日）にハローワークに来所し、定期的な職業相談を受けてください。給付金の支給申請もこの日に行います。
 - ・ 給付金は原則1月ごとの支給申請・決定により事後的に支給されます。

（※）職業訓練受講給付金の手続は、「事前審査」と「支給申請」の二つに分かれています。

＊＊ 求職者支援資金融資のご案内 ＊＊

- 職業訓練受講給付金を受給できる方で、職業訓練受講給付金だけでは生活費が不足する方は、希望に応じて、労働金庫（ろうきん）の貸付制度を利用することができます（要返済。返済免除はありません。）。
- 貸付の上限額は、同居又は生計を一にする別居の配偶者等がいる方は月10万円、それ以外の方は月5万円です。

ハローワーク窓口への相談はお早めに

詳しくは住所地を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

厚生労働省ホームページの求職者支援制度ページ

(http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/kyushokusha_shien/index.html) もご覧ください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(2011.8)

LL230810派企01

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い 各種助成金の申請先が変わります!

(独)雇用・能力開発機構の廃止に伴い、これまで機構の各都道府県センターで取り扱っていた以下の助成金の相談・申請窓口が、平成23年10月1日から、各都道府県労働局に変更となります。

※ 平成23年9月30日までは、これまでどおり、(独)雇用・能力開発機構各都道府県センターで相談・申請を受け付けています。

対象となる助成金

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| (1)中小企業人材確保推進事業助成金(※) | (7)キャリア形成促進助成金 |
| (2)中小企業基盤人材確保助成金(※) | ・訓練等支援給付金 |
| (3)中小企業人材能力発揮奨励金(※) | ・中小企業雇用創出等能力開発助成金(※) |
| (4)中小企業職業相談委託助成金(※) | ・職業能力評価推進給付金 |
| (5)建設雇用改善推進助成金 | ・地域雇用開発能力開発助成金 |
| (6)建設教育訓練助成金 | |

※ 中小企業労働力確保法に基づく「改善計画」は、平成23年10月1日以降も引き続き、各都道府県の担当窓口へ提出してください。助成金の実施計画認定申請・支給申請等の提出先が、平成23年10月1日から各都道府県労働局に変更となります。

(平成23年10月1日以降の相談・申請先)

〒892-0847

鹿児島市西千石町1-1鹿児島西千石第一生命ビル2F
鹿児島労働局 職業安定部 職業対策課 助成金第2係

TEL 099-219-5101



育児・介護雇用安定等助成金の再編について

平成23年9月から、職業生活と家庭生活の両立支援に対する標記助成金の制度については、以下のとおりとなります。

～平成23年8月

<支給機関>

中小企業子育て支援助成金: 都道府県労働局
事業所内保育施設設置・運営等助成金: 都道府県労働局
両立支援レベルアップ助成金: (財)21世紀職業財団

事業所内保育施設設置・運営等助成金

両立支援レベルアップ助成金
(子育て期の短時間勤務支援コース)

両立支援レベルアップ助成金
(代替要員確保コース)

両立支援レベルアップ助成金
(休業中能力アップコース)

中小企業子育て支援助成金

両立支援レベルアップ助成金
(育児・介護費用等補助コース)

両立支援レベルアップ助成金
(職場風土改革コース)

300人以下
の事業主
に特化

100人以下
を対象

廃止

廃止

平成23年9月～

両立支援助成金
支給機関: 都道府県労働局

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

子育て期短時間勤務支援助成金

中小企業両立支援助成金
支給機関: 都道府県労働局

代替要員確保コース

休業中能力アップコース

中小企業子育て支援助成金
(平成24年12月申請まで)

継続就業支援コース(新設)

育児・介護費用等補助コース(経過措置)
(平成23年度のみ支給)

その他の両立支援環境整備のための事業により対応

両立支援助成金及び中小企業両立支援助成金

両立支援助成金

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金

労働者のための保育施設を事業所内（労働者の通勤経路又はその近接地域を含む）に設置、増築等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を助成する。また、保育遊具等購入費用の一部についても助成する。

	助成率
①設置費	大企業2分の1、中小企業3分の2
②増築費	2分の1
③運営費	1年目～5年目：大企業2分の1、中小企業3分の2 6年目～10年目：3分の1
④保育遊具等購入費	10万円を控除した額

子育て期短時間勤務支援助成金

子育て期の労働者が利用できる短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて生じた場合、事業主に支給。

少なくとも小学校就学前(100人以下企業にあつては3歳)までの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務を導入し、小学校3年生までの子を養育する利用が生じた場合。

企業規模	1人目	2人目以降※
100人以下企業	70万円	50万円
101～300人企業	50万円	40万円
301人以上企業	40万円	10万円

※5年間、1企業当たり延べ10人まで
(100人以下企業は5人まで)

中小企業両立支援助成金

中小企業子育て支援助成金

平成18年4月1日以後初めて育児休業取得者が出るなど一定の要件を満たした労働者数100人以下の中小企業事業主に支給。（平成18年度から平成23年度までの時限措置。平成23年9月30日までに育児休業が終了した労働者が対象。）

	支給額
1人目	70万円
2人目から5人目まで	50万円

継続就業支援コース

平成23年10月1日以後に育児休業が終了した者が初めて出たなど一定の要件を満たした労働者数100人以下の中小企業事業主に支給。

	支給額
1人目	40万円
2人目から5人目まで	15万円

代替要員確保コース

育児休業取得者が、育児休業終了後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた労働者数300人以下の事業主に支給。

支給対象労働者1人当たり (最初の支給に係る支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、1事業主当たり1年度10人まで)	15万円
--	------

休業中能力アップコース

育児休業又は介護休業取得者がスムーズに職場復帰できるよう、これらの労働者の能力の開発及び向上を図るため、次のいずれか1つ以上の措置（職場復帰プログラム）を実施した労働者数300人以下の事業主・事業主団体に支給。

- ①在宅講習
- ②職場環境適応講習
- ③職場復帰直前講習
- ④職場復帰直後講習

支給限度額 (最初の支給に係る支給対象労働者が生じた日の翌日から5年間、1事業主当たり1年度20人まで)	21万円
---	------

②職場環境適応講習と③職場復帰直前講習を同時期に実施する場合は、③職場復帰直前講習の支給が優先。

「均衡待遇・正社員化推進奨励金」(平成23年4月スタート)の支給申請が10月1日から始まります

中小企業雇用安定化奨励金

有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、労働協約または就業規則により

- ①正社員転換制度②正社員と共通の処遇制度
- ③正社員と共通の教育訓練制度

のいずれかを導入し、労働者に適用した中小企業事業主に支給

短時間労働者均衡待遇推進等助成金

パートタイマーの待遇を正社員と均衡のとれたものにするため、労働協約または就業規則により以下の制度を導入し、利用者が出た事業主に支給

- ①正社員との共通の評価・資格制度②パートタイマーの能力・職務に応じた評価・資格制度③正社員への転換制度④教育訓練制度⑤健康診断制度⑥短時間正社員制度

申請窓口：(財)21世紀職業財団



均衡待遇・正社員化推進奨励金

正社員転換制度

正社員へ転換するための試験制度を導入し、1人以上転換させた事業主に支給
対象労働者1人目 中小企業40万円、大企業30万円

共通処遇制度

正社員と共通の処遇制度を導入し、労働者に適用した事業主に支給

共通教育訓練制度

正社員と共通の教育訓練制度を導入し、1人につき6時間以上の教育訓練を延べ10人以上(大企業は30人以上)実施した事業主に支給

短時間正社員制度

短時間正社員制度を導入し、1人以上に適用した事業主に支給
対象労働者1人目 中小規模40万円、大規模30万円

健康診断制度

パートタイム労働者または有期契約労働者に対する健康診断制度を導入し、延べ4人以上に実施した事業主に支給

申請窓口：労働局雇用均等室

※新しい奨励金の申請は、制度導入・適用後6ヶ月経過後ですので平成23年10月1日以降となります。

ポジティブ・アクションに 取り組みましょう！！



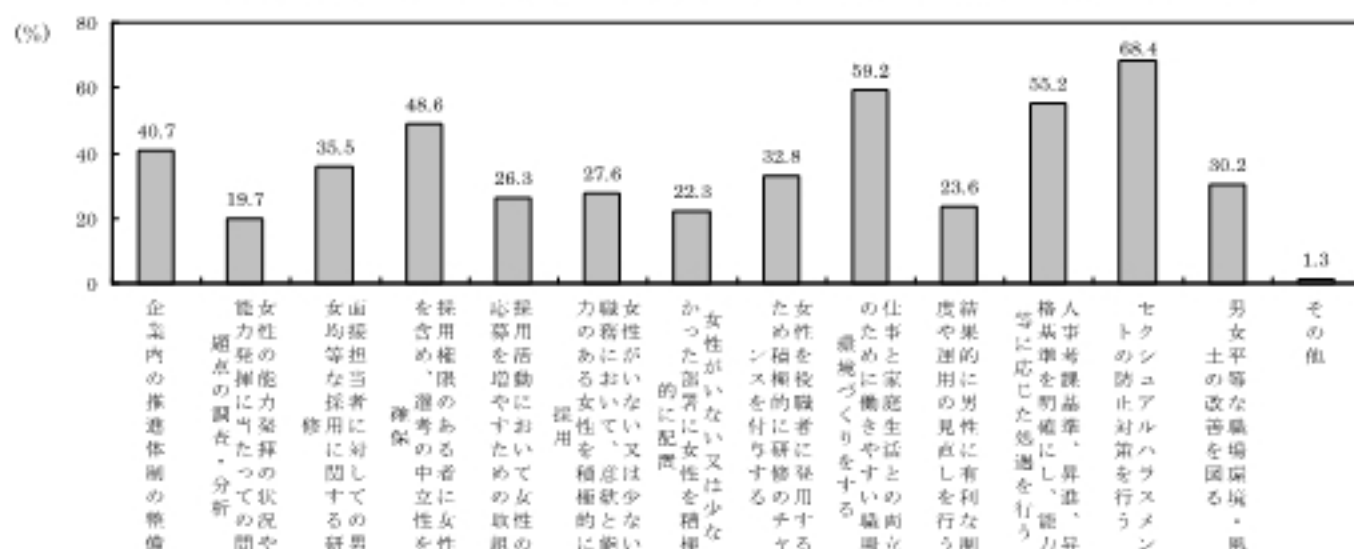
ポジティブ・アクション普及促進の
ためのシンボルマーク「さくら」

ポジティブ・アクションの企業の取組状況をみると、全国においては、「取り組んでいる」が28.1%、「今後、取り組むこととしている」が10.6%です（資料出所：厚生労働省「平成22年度雇用均等基本調査」）。鹿児島県内においては、「取り組んでいる」が34.8%、「今後、取り組むこととしている」が10.1%です（資料出所：鹿児島県「平成22年度労働条件実態調査」）。

今年8月から9月に実施した鹿児島労働局雇用均等室のアンケートによると、ポジティブ・アクションを既に取り組んでいる企業の取組内容は、「セクシュアルハラスメントの防止対策を行う」が68.4%、「仕事と家庭生活との両立のために働きやすい職場環境づくりをする」が59.2%、「人事考課基準、昇進、昇格基準を明確にし、能力等に応じた処遇を行う」が55.2%の順となっています（複数回答）。

これらを参考に各企業においてもポジティブ・アクションに取り組んでください。

* ポジティブ・アクションを既に取り組んでいる企業の取組事項別企業割合（複数回答）



（資料出所：鹿児島労働局「ポジティブ・アクション」アンケート平成23年度）

*ポジティブ・アクションとは

男女間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組をいいます。

例えば、勤続年数も長く、仕事に対する能力や意欲も高い女性労働者がいるにもかかわらず、従来の性差別的な雇用管理により、管理職になっている女性が少ない場合に、昇進試験の受験を女性に奨励する、男女に公正な人事考課を行うための評価者研修を行う、などです。

*ポジティブ・アクション関連サイトをご活用ください

- ・ポジティブ・アクション応援サイト ⇒ <http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>
- ・女性の活躍推進状況診断サイト ⇒ <http://www.positiveaction.jp/pa/index.php>
- ・ポジティブ・アクション取組宣言 ⇒ <http://www.mhlw.go.jp/positive-action.sengen/>

*ポジティブ・アクション研修の開催のご案内

平成23年12月9日（金）13:00～16:00 宝山ホール(鹿児島県文化センター)

(雇用均等室)

平成23年度「安全衛生に係る功績者に対する 厚生労働大臣表彰」の伝達式について

厚生労働省では、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした功績者等に対して、厚生労働大臣表彰を行っています。

本年度、安全衛生に係る功績者に対する厚生労働大臣表彰の伝達式を下記の通り行います。

鹿児島労働局管内では2名の受賞者が決定されました。安全衛生に係る厚生労働大臣功績賞の受賞は、平成20年度に社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会鹿児島県支部前支部長の栄氏が受賞されてから、3年ぶりの受賞となります。

記

日時：平成23年10月18日(火) 13時～13時30分

場所：鹿児島合同庁舎3階 第2会議室

鹿児島県鹿児島市山下町13-21

鹿児島労働局管内の厚生労働大臣功績賞受賞者：

すわ けんさく
諏訪 健笹

しゃだんほうじんけんせつにやくしゃりょうあんぜんぎじゆつきょうかいかごしまけんしぶちよう
社団法人建設荷役車両安全技術協会鹿児島県支部長

かわばた としひこ
川畑 俊彦

けんせつぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかい りじ
建設業労働災害防止協会 理事
けんせつぎょうろうどうさいがいぼうしきょうかい かごしまけんしぶちよう
建設業労働災害防止協会 鹿児島県支部長

※ 川畑氏については、本省推薦による受賞のため平成23年10月12日10時に東京都千代田区霞が関合同庁舎1-2-2の中央合同庁舎第5号館2階厚生労働省共用第6会議室において伝達式が行われます。ただし、鹿児島労働局で行われる10月18日伝達式当日にもご参席いただき大臣表彰の披露を行っていただく予定です。

(労働基準部健康安全課)